

社会福祉法人寒川町社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

平成17年3月10日
()

寒社協規程第1号

平成29年3月14日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、定款第25条の規程に基づき、社会福祉法人寒川町社会福祉協議会役員に支給する報酬及び勤務条件等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(平成29 一部改正)

(役員)

第2条 この規程で役員とは、会長、副会長及び常務理事とする。

(報酬)

第3条 会長の報酬の額は、月額50,000円とし、副会長の報酬の額は月額5,000円とする。

2 常務理事の報酬の額は、予算の範囲内で会長が別に定める。

3 報酬の支給方法は職員の例による。

(常務理事の勤務条件)

第4条 常務理事の勤務日数、勤務時間その他の条件は、会長が別に定める。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人寒川町社会福祉協議会常務理事の報酬等に関する規程（平成4年寒社協規程第1号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。